

令和 8 年

第 4 回能登町議会 6 月定例会議

報告事項

能 登 町

令和8年 第4回能登町議会6月定例会議 報告事項

議案番号	議案名	頁
報告第2号	専決処分の報告について	3頁
報告第3号	専決処分の報告について	5頁
報告第4号	令和7年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について	26頁
報告第5号	令和7年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について	30頁
報告第6号	令和7年度能登町水道事業会計予算繰越報告について	32頁
報告第7号	令和7年度能登町下水道事業会計予算繰越報告について	34頁
報告第8号	専決処分の報告について	36頁
報告第9号	専決処分の報告について	76頁
報告第10号	債権放棄の報告について	83頁
報告第11号	能登町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	85頁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

車両事故に係る損害賠償額を、次のようにすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決する。

令和8年3月28日

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

- 1 相手方
車両所有者

- 2 賠償額
48,646円

- 3 賠償責任発生
の事実
直進走行中に右方から侵入してきた自家用車と衝突し相手方の車両が破損したため。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

専決第3号

令和7年度能登町一般会計補正予算（第8号）について

令和7年度能登町一般会計補正予算（第8号）を、別紙のようにすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和8年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

令和7年度 能登町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度能登町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ183,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,364,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		188,114	4,848	192,962
	1. 地方揮発油譲与税	34,400	757	35,157
	2. 自動車重量譲与税	113,900	2,915	116,815
	3. 森林環境譲与税	38,514	1,305	39,819
	4. 航空機燃料譲与税	1,300	△129	1,171
3. 利子割交付金		600	2,090	2,690
	1. 利子割交付金	600	2,090	2,690
4. 配当割交付金		8,200	2,361	10,561
	1. 配当割交付金	8,200	2,361	10,561
5. 株式等譲渡所得割交付金		8,900	9,133	18,033
	1. 株式等譲渡所得割交付金	8,900	9,133	18,033
6. 法人事業税交付金		37,100	2,850	39,950
	1. 法人事業税交付金	37,100	2,850	39,950
7. 地方消費税交付金		391,500	39,385	430,885
	1. 地方消費税交付金	391,500	39,385	430,885
8. 環境性能割交付金		27,400	△5,849	21,551
	1. 環境性能割交付金	27,400	△5,849	21,551
9. 地方特例交付金		3,183	279	3,462
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん 特別交付金	0	279	279
10. 地方交付税		9,532,279	1,455,642	10,987,921
	1. 地方交付税	9,532,279	1,455,642	10,987,921
11. 交通安全対策特別交付金		1,800	△114	1,686
	1. 交通安全対策特別交付金	1,800	△114	1,686
14. 国庫支出金		22,129,570	47,066	22,176,636

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 国庫補助金	12,626,353	47,066	12,673,419
18. 繰入金		860,050	△351,405	508,645
	2. 基金繰入金	860,048	△351,405	508,643
20. 諸収入		798,664	32,056	830,720
	5. 雑入	783,856	32,056	815,912
21. 町債		14,173,100	△1,055,300	13,117,800
	1. 町債	14,173,100	△1,055,300	13,117,800
歳入合計		60,180,970	183,042	60,364,012

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,994,601	181,737	6,176,338
	1. 総務管理費	5,592,907	181,737	5,774,644
6. 農林水産業費		3,601,981	1,305	3,603,286
	2. 林業費	1,061,952	1,305	1,063,257
歳 出 合 計		60,180,970	183,042	60,364,012

第2表 地方債補正

追 加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立認定こども園設備整備事業	23,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金並びに銀行等の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の資金については借入先との協定による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間及び償還期限を変更し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
計	23,000			

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気自動車充電設備整備事業	1,000				900			
のと里山空港利用促進事業	3,000				8,000			
有線放送整備事業	56,100				56,900			
地域コミュニティ活性化事業	122,900				119,400			
子ども医療費給付事業	25,000				24,000			
まつなみキッズセンター整備事業	28,000				27,300			
がん検診事業	14,000				15,000			
能都埋立処分場整備事業	13,800				13,200			
ブルーバリー振興対策事業	8,900				0			
農業施設整備事業	15,100				14,600			
県営老朽ため池整備事業	800				900			
県営ほ場整備事業	21,900				21,500			
災害関連林地崩壊防止事業	172,600				179,300			
林地崩壊防止事業	111,000				110,800			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港海岸整備事業	18,500				26,400			
海洋深層水振興事業	13,000				13,700			
観光誘客促進事業	14,700				14,000			
公園施設改修事業	10,300				8,700			
道路メンテナンス事業	72,300				72,200			
交通安全対策事業	8,800				5,300			
がけ崩れ対策事業	95,000				94,900			
公営住宅整備事業	197,300				209,500			
避難所整備事業	10,500				10,100			
小学校スクールバス購入事業	12,900				16,200			
中学校設備整備事業	7,300				2,700			
公民館整備事業	16,400				14,000			
テニスのまちづくり推進事業	32,000				35,900			
過年発生厚生労働施設災害復旧事業（能登半島地震）	248,100				137,300			
過年発生厚生労働施設災害復旧事業（奥能登豪雨）	5,200				4,400			
現年発生農林水産施設災害復旧事業	2,500				2,700			
過年発生農林水産施設災害復旧事業（能登半島地震）	114,400				146,400			
現年発生公共土木施設災害復旧事業	33,500				27,800			
過年発生公共土木施設災害復旧事業（能登半島地震）	315,200				371,700			
過年発生文教施設災害復旧事業（能登半島地震）	92,500				288,900			
過年発生社会教育施設災害復旧事業（能登半島地震）	437,900				432,800			
過年発生社会体育施設災害復旧事業（能登半島地震）	33,600				27,400			
過年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業（能登半島地震）	601,600				521,100			
現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業	2,000				500			
過年発生公営企業災害復旧事業（能登半島地震）	560,500				330,300			
災害等廃棄物処理事業	10,222,200				9,312,000			
歳入欠かん債	48,200				23,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	188,114	4,848	192,962
3. 利子割交付金	600	2,090	2,690
4. 配当割交付金	8,200	2,361	10,561
5. 株式等譲渡所得割交付金	8,900	9,133	18,033
6. 法人事業税交付金	37,100	2,850	39,950
7. 地方消費税交付金	391,500	39,385	430,885
8. 環境性能割交付金	27,400	△5,849	21,551
9. 地方特例交付金	3,183	279	3,462
10. 地方交付税	9,532,279	1,455,642	10,987,921
11. 交通安全対策特別交付金	1,800	△114	1,686
14. 国庫支出金	22,129,570	47,066	22,176,636
18. 繰入金	860,050	△351,405	508,645
20. 諸収入	798,664	32,056	830,720
21. 町債	14,173,100	△1,055,300	13,117,800
歳 入 合 計	60,180,970	183,042	60,364,012

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	5,994,601	181,737	6,176,338	0	1,700	27,335	152,702
3. 民生費	3,645,734	0	3,645,734	0	△900	11,000	△10,100
4. 衛生費	22,447,147	0	22,447,147	0	△909,800	△9,000	918,800
6. 農林水産業費	3,601,981	1,305	3,603,286	0	7,000	8,800	△14,495
7. 商工費	534,881	0	534,881	0	△5,500	△19,124	24,624
8. 土木費	2,570,647	0	2,570,647	47,066	△222,000	△17,553	192,487
9. 消防費	868,847	0	868,847	0	△400	△47,500	47,900
10. 教育費	1,634,171	0	1,634,171	0	23,200	△51,700	28,500
11. 災害復旧費	16,044,062	0	16,044,062	0	42,200	0	△42,200
歳 出 合 計	60,180,970	183,042	60,364,012	47,066	△1,064,500	△97,742	1,298,218

2. 歳 入

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	34,400	757	35,157	1 地方揮発油譲与税	757	地方揮発油譲与税 757
計	34,400	757	35,157			

(款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	113,900	2,915	116,815	1 自動車重量譲与税	2,915	自動車重量譲与税 2,915
計	113,900	2,915	116,815			

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	38,514	1,305	39,819	1 森林環境譲与税	1,305	森林環境譲与税 1,305
計	38,514	1,305	39,819			

(款) 2 地方譲与税 (項) 4 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税	1,300	△129	1,171	1 航空機燃料譲与税	△129	航空機燃料譲与税 △129
計	1,300	△129	1,171			

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	600	2,090	2,690	1 利子割交付金	2,090	利子割交付金 2,090
計	600	2,090	2,690			

(款) 4 配当割交付金 (項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	8,200	2,361	10,561	1 配当割交付金	2,361	配当割交付金 2,361
計	8,200	2,361	10,561			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1 株式等譲渡所得割交付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	8,900	9,133	18,033	1 株式等譲渡所得割交付金	9,133	株式等譲渡所得割交付金 9,133
計	8,900	9,133	18,033			

(款) 6 法人事業税交付金 (項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	37,100	2,850	39,950	1 法人事業税交付金	2,850	法人事業税交付金 2,850
計	37,100	2,850	39,950			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	391,500	39,385	430,885	1 地方消費税交付金	39,385	一般財源分 17,031 社会保障財源分 22,354
計	391,500	39,385	430,885			

(款) 8 環境性能割交付金 (項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	27,400	△5,849	21,551	1 環境性能割交付金	△5,849	環境性能割交付金 △5,849
計	27,400	△5,849	21,551			

(款) 9 地方特例交付金 (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	279	279	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	279	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 279
計	0	279	279			

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	9,532,279	1,455,642	10,987,921	1 地方交付税	1,455,642	特別交付税 1,455,642
計	9,532,279	1,455,642	10,987,921			

(款) 11 交通安全対策特別交付金 (項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	1,800	△114	1,686	1 交通安全対策特別交付金	△114	交通安全対策特別交付金 △114
計	1,800	△114	1,686			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

5 土木費国庫補助金	262,828	47,066	309,894	1 社会資本整備総合交付金	11,066	道路橋りょう新設改良事業 11,066
				3 道路橋梁費補助金	36,000	臨時道路除雪事業 36,000
計	12,626,353	47,066	12,673,419			

(款) 18 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	253,663	△253,663	0	1 財政調整基金	△253,663	財政調整基金 △253,663
2 公共施設等総合管理基金繰入金	126,900	△126,900	0	1 公共施設等総合管理基金	△126,900	公共施設等総合管理基金 △126,900
3 ふるさと振興基金繰入金	249,500	63,700	313,200	1 ふるさと振興基金	63,700	ふるさと振興基金 63,700
4 防災対策基金繰入金	12,000	△3,000	9,000	1 防災対策基金	△3,000	防災対策基金 △3,000
5 令和6年能登半島地震復興基金繰入金	159,599	△29,542	130,057	1 令和6年能登半島地震復興基金	△29,542	令和6年能登半島地震復興基金 △29,542
10 創生総合戦略推進基金繰入金	2,000	△2,000	0	1 創生総合戦略推進基金	△2,000	創生総合戦略推進基金 △2,000
計	860,048	△351,405	508,643			

(款) 20 諸収入 (項) 5 雑入

1 雑入	783,789	32,056	815,845	1 総務費雑入	32,056	災害見舞金(能登半島地震) 29,018 災害見舞金(奥能登豪雨) 3,038
計	783,856	32,056	815,912			

(款) 21 町債 (項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	255,000	2,200	257,200	1 総務債	2,200	電気自動車充電設備整備事業 △100 のと里山空港利用促進事業 5,000 有線放送整備事業 800 地域コミュニティ活性化事業 △3,500
2 民生債	68,000	21,300	89,300	1 民生債	21,300	子ども医療費給付事業 △1,000 公立認定こども園設備整備事業 23,000 まつなみキッズセンター整備事業 △700
3 衛生債	32,300	400	32,700	1 衛生債	400	がん検診事業 1,000 能都埋立処分場整備事業 △600
4 農林水産業債	427,100	4,700	431,800	1 農業債	△9,700	ブルーベリー振興対策事業 △8,900 農業施設整備事業 △500 県営老朽ため池整備事業 100 県営ほ場整備事業 △400
				2 林業債	6,500	災害関連林地崩壊防止事業 6,700 林地崩壊防止事業 △200
				3 水産業債	7,900	漁港海岸整備事業 7,900
5 商工債	53,500	△1,600	51,900	1 商工債	△1,600	海洋深層水振興事業 700 観光誘客促進事業 △700 公園施設改修事業 △1,600
6 土木債	385,500	8,500	394,000	1 道路橋りょう債	△3,600	道路メンテナンス事業 △100 交通安全対策事業 △3,500
				2 河川砂防債	△100	がけ崩れ対策事業 △100
				5 住宅債	12,200	公営住宅整備事業 12,200
7 消防債	123,000	△400	122,600	1 消防債	△400	避難所整備事業 △400

(款) 21 町債 (項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債	102,300	200	102,500	1 教育債	200	小学校スクールバス購入事業 3,300 中学校設備整備事業 △4,600 公民館整備事業 △2,400 テニスのまちづくり推進事業 3,900
9 災害復旧債	2,447,000	△155,700	2,291,300	1 厚生労働施設災害復旧債	△111,600	過年発生厚生労働施設災害復旧事業 (能登半島地震) △110,800 過年発生厚生労働施設災害復旧事業 (奥能登豪雨) △800
				2 農林水産施設災害復旧債	32,200	現年発生農林水産施設災害復旧事業 200 過年発生農林水産施設災害復旧事業 (能登半島地震) 32,000
				3 公共土木施設災害復旧債	50,800	現年発生公共土木施設災害復旧事業 △5,700 過年発生公共土木施設災害復旧事業 (能登半島地震) 56,500
				4 文教施設災害復旧債	185,100	過年発生文教施設災害復旧事業 (能登半島地震) 196,400 過年発生社会教育施設災害復旧事業 (能登半島地震) △5,100 過年発生社会体育施設災害復旧事業 (能登半島地震) △6,200
				5 その他公共施設・公用施設災害復旧債	△82,000	過年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業 (能登半島地震) △80,500 現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業 △1,500
				6 公営企業災害復旧債	△230,200	過年発生公営企業災害復旧事業 (能登半島地震) △230,200
10 災害対策債	10,222,200	△910,200	9,312,000	1 災害対策債	△910,200	災害等廃棄物処理事業 △910,200

(款) 21 町債 (項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 歳入欠かん債	48,200	△24,700	23,500	1 歳入欠かん債	△24,700	歳入欠かん債 △24,700
計	14,173,100	△1,055,300	13,117,800			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 財政管理費	1,187,468	181,737	1,369,205			57,700	124,037	24 積立金	181,737	○基金積立費 181,737 24 積立金 181,737 財政調整基金 65,462 ふるさと振興基金 4,414 令和6年能登半島地震復興基金 107,594 防災対策基金 4,267
5 財産管理費	163,109	0	163,109		△900	△9,700	10,600			
7 地方創生推進費	46,713	0	46,713			22,500	△22,500			
8 地域振興費	455,050	0	455,050			△16,000	16,000			
13 交通対策費	90,061	0	90,061		5,000		△5,000			
14 DX推進費	476,891	0	476,891			△3,000	3,000			
15 有線放送費	314,476	0	314,476		800		△800			
16 諸費	145,303	0	145,303		△3,500	△7,400	10,900			
17 復興推進費	1,996,595	0	1,996,595		300	△16,765	16,465			
計	5,592,907	181,737	5,774,644		1,700	27,335	152,702			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

2 障害者福祉費	728,249	0	728,249			2,500	△2,500			
計	2,502,973	0	2,502,973			2,500	△2,500			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	486,071	0	486,071		△1,000	1,000				
3 児童福祉施設費	104,702	0	104,702		100	7,500	△7,600			
計	734,364	0	734,364		△900	8,500	△7,600			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	111,513	0	111,513		1,000		△1,000			
6 復興推進費	304,669	0	304,669			△9,000	9,000			
計	1,192,520	0	1,192,520		1,000	△9,000	8,000			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 塵芥処理費	185,799	0	185,799		△600		600			
4 復興推進費	20,448,464	0	20,448,464		△910,200		910,200			
計	21,009,033	0	21,009,033		△910,800		910,800			

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

3 農業振興費	185,701	0	185,701		△7,600	10,100	△2,500		
5 農地費	47,404	0	47,404		△300		300		
計	2,403,801	0	2,403,801		△7,900	10,100	△2,200		

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費

1 林業総務費	39,116	1,305	40,421				1,305	24 積立金	1,305	○林業総務事務費 24 積立金 森林環境譲与税基金	1,305 1,305 1,305
3 復興推進費	949,604	0	949,604		6,500		△6,500				
計	1,061,952	1,305	1,063,257		6,500		△5,195				

(款) 6 農林水産業費 (項) 3 水産業費

2 水産業振興費	30,000	0	30,000		400	△1,300	900			
4 漁港建設費	50,846	0	50,846		7,900		△7,900			
5 復興推進費	43,020	0	43,020		100		△100			
計	136,228	0	136,228		8,400	△1,300	△7,100			

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

2 商工業振興費	70,939	0	70,939		700	△4,100	3,400			
3 観光費	319,375	0	319,375		△6,200	△12,700	18,900			
4 復興推進費	87,285	0	87,285			△2,324	2,324			
計	534,881	0	534,881		△5,500	△19,124	24,624			

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 道路橋りょう維持費	314,237	△16,599	297,638	36,000			△52,599	12 委託料	△16,599	○除雪対策事業 △16,599 12 委託料 △16,599 委託料(資外) △16,599 除雪 △16,599
3 道路橋りょう新設改良費	255,200	16,599	271,799	11,066	△3,600		9,133	12 委託料	16,599	○社会資本整備総合交付金事業 16,599 12 委託料 16,599 委託料(資外) 16,599 除雪 16,599
計	575,809	0	575,809	47,066	△3,600		△43,466			

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費

2 復興推進費	99,000	0	99,000		△100		100			
計	113,728	0	113,728		△100		100			

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

3 下水道費	1,014,135	0	1,014,135		△230,200		230,200			
計	1,016,084	0	1,016,084		△230,200		230,200			

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

1 住宅総務費	49,810	0	49,810			△17,553	17,553			
2 住宅建設費	237,807	0	237,807		11,900		△11,900			
計	724,367	0	724,367		11,900	△17,553	5,653			

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防費	547,568	0	547,568			△47,100	47,100			
4 防災対策費	54,958	0	54,958		△400		400			
5 災害対策費	92,102	0	92,102			△400	400			
計	868,847	0	868,847		△400	△47,500	47,900			

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	309,710	0	309,710		23,000	△24,300	1,300			
計	453,694	0	453,694		23,000	△24,300	1,300			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 小学校管理費	194,119	0	194,119		3,300		△3,300		
計	223,055	0	223,055		3,300		△3,300		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 中学校管理費	119,385	0	119,385		△4,600	△19,400	24,000		
2 中学校教育振興費	27,524	0	27,524			2,000	△2,000		
計	146,909	0	146,909		△4,600	△17,400	22,000		

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

3 公民館費	516,962	0	516,962		△2,400	△5,000	7,400		
計	632,567	0	632,567		△2,400	△5,000	7,400		

(款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

2 体育施設費	46,393	0	46,393		3,900		△3,900		
3 学校給食費	125,624	0	125,624			△5,000	5,000		
計	177,946	0	177,946		3,900	△5,000	1,100		

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 厚生労働施設災害復旧費

1 民生施設災害復旧費	10,497	0	10,497		200		△200		
2 衛生施設災害復旧費	596,468	0	596,468		△111,800		111,800		
計	606,965	0	606,965		△111,600		111,600		

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業施設災害復旧費	4,311,295	0	4,311,295		△3,600		3,600			
2 林業施設災害復旧費	359,003	0	359,003		400		△400			
3 漁港施設災害復旧費	1,070,234	0	1,070,234		△400		400			
計	5,740,532	0	5,740,532		△3,600		3,600			

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	7,566,701	0	7,566,701		50,800		△50,800			
計	7,566,701	0	7,566,701		50,800		△50,800			

(款) 11 災害復旧費 (項) 4 文教施設災害復旧費

1 公立学校施設災害復旧費	1,015,584	0	1,015,584		196,400		△196,400			
2 社会教育施設災害復旧費	470,243	0	470,243		△5,100		5,100			
3 社会体育施設災害復旧費	100,987	0	100,987		△6,200		6,200			
計	1,586,814	0	1,586,814		185,100		△185,100			

(款) 11 災害復旧費 (項) 5 その他の公共施設・公用施設災害復旧費

1 その他の公共施設・公用施設災害復旧費	543,050	0	543,050		△78,500		78,500			
計	543,050	0	543,050		△78,500		78,500			

報告第4号

令和7年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度能登町一般会計歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

令和7年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務課	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円	円
		一般財産管理費	10,404,000	3,817,000					3,817,000
		白丸地区高台団地基盤整備事業	138,056,000	138,056,000		26,202,970	23,600,000		88,253,030
		3 戸籍住民基本台帳費							
		社会保障・税番号制度システム整備事業	5,396,000	5,396,000					5,396,000
3	民生費	2 児童福祉費							
		物価高対応子育て応援手当事業	2,020,000	2,020,000					2,020,000
6	農林水産業費	1 農業費							
		宮地交流宿泊施設こぶし改修事業	10,700,000	10,700,000			10,700,000		
		畜産競争力強化対策整備事業	5,201,000	5,200,650		3,467,000			1,733,650
		農業水路等長寿命化・減災防災事業	7,680,000	7,680,000		7,680,000			
		県営老朽ため池整備事業	706,000	705,320			600,000		105,320
		県営ほ場整備事業	14,774,000	14,771,900	61,800		13,800,000	866,100	44,000
		農業用施設石綿対策特別事業	648,000	647,100			500,000	64,710	82,390
		復興推進費（能登半島地震）	1,955,647,000	1,729,585,500		1,345,312,750			384,272,750
		2 林業費							
		災害関連事業（林地崩壊防止）	713,400,000	713,400,000		478,427,000	227,800,000	7,000,000	173,000
		林地崩壊防止事業（奥能登豪雨）	48,900,000	43,473,000	32,220		40,000,000	3,419,000	21,780
		森林整備・林業活性化事業	10,519,000	10,519,000					10,519,000
		3 水産業費							
		漁港海岸整備事業	30,700,000	30,700,000		15,350,000	13,900,000		1,450,000
8	土木費	2 道路橋りょう費							
		道の駅「桜峠」再整備計画策定業務	5,830,000	5,830,000					5,830,000
		道路メンテナンス事業	183,700,000	177,900,000		113,514,000	58,800,000		5,586,000
		3 河川費							
		急傾斜地崩壊対策事業	4,000,000	4,000,000		2,000,000	1,900,000	60,000	40,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		がけ崩れ対策事業	75,872,000	75,872,000			71,600,000	4,000,000	272,000
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	16,576,000	16,488,000	35,050		16,400,000		52,950
		災害対策費	22,330,000	22,330,000					22,330,000
		地域防災緊急整備事業	67,100,000	67,100,000		33,550,000			33,550,000
10 教育費	1 教育総務費	教育財産管理費	95,797,000	30,466,000			23,000,000		7,466,000
	2 小学校費	小学校大規模改造事業	20,185,000	19,745,000			19,700,000		45,000
	3 中学校費	中学校管理費	30,972,000	28,609,800					28,609,800
	4 社会教育費	公民館整備事業	308,904,000	262,059,000		138,938,000	118,100,000		5,021,000
11 災害復旧費	1 厚生労働施設災害復旧費	衛生施設災害復旧費（能登半島地震）	477,913,000	465,312,400		325,043,000	140,200,000		69,400
	2 農林水産施設災害復旧費	農地災害復旧費	14,400,000	14,400,000		13,860,000		540,000	
		農業施設災害復旧費	3,300,000	3,300,000		3,293,000			7,000
		農地災害復旧費（能登半島地震）	560,596,000	560,596,000		552,696,000	7,900,000		
		農業施設災害復旧費（能登半島地震）	2,814,735,000	2,814,735,000		2,695,407,000	2,600,000	116,728,000	
		林道災害復旧費（能登半島地震）	64,213,000	39,220,000		38,043,000	1,000,000		177,000
		漁港等災害復旧費（能登半島地震）	818,310,000	816,712,570		814,936,570	1,000,000		776,000
	3 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧費（能登半島地震）	4,241,672,000	4,055,212,000		3,997,135,000	58,000,000		77,000
		住宅災害復旧費（能登半島地震）	6,270,000	3,770,000					3,770,000
		砂防施設災害復旧費（能登半島地震）	24,200,000	24,199,677		24,199,000			677
		河川災害復旧費（奥能登豪雨）	917,658,000	917,658,000		917,658,000			

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		砂防施設災害復旧費（奥能登豪雨）	22,213,000	14,700,000		14,700,000			
	4 文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧費（能登半島地震）	408,713,000	260,475,000		120,947,000	139,400,000		128,000
		社会教育施設災害復旧費（能登半島地震）	418,899,000	313,551,200		190,311,000	123,100,000		140,200
		社会体育施設災害復旧費（能登半島地震）	94,021,000	60,349,900		37,466,000	22,700,000		183,900
(災害復旧費)		5 その他の公共施設・公用施設 災害復旧費	庁舎等施設災害復旧費（能登半島地震）	240,801,000	141,638,000		49,887,000	89,500,000	2,225,000
	観光施設等災害復旧費（能登半島地震）		19,440,000	19,440,000			19,400,000		40,000
合 計			14,933,371,000	13,952,341,017	129,070	11,960,023,290	1,245,200,000	134,902,810	612,085,847

報告第5号

令和7年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度能登町一般会計歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

令和7年度能登町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	1 農業費	(繰越) 県営老朽ため池整備事業	1,192,400	866,250	326,150		326,150			200,000		126,150	県営事業が事故繰越しとなったため。
		(繰越) 県営ほ場整備事業	10,722,300	8,688,010	2,034,290		2,034,290					2,034,290	県営事業が事故繰越しとなったため。
		(繰越) 復興推進費(能登半島地震・奥能登豪雨)	2,130,996,000	917,615,000	1,213,381,000		1,213,381,000		1,000,521,000	52,600,000	56,735,000	103,525,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
	2 林業費	(繰越) 復興推進費(能登半島地震)	54,203,000	27,673,000	26,530,000		26,530,000					26,530,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
		3 水産業費	(繰越) 漁港海岸整備事業	75,100,000	29,189,770	45,910,230		45,910,230		22,907,000	20,600,000		2,403,230
			(繰越) 災害関連事業(能登半島地震)	61,000,000		61,000,000		61,000,000		30,000,000	30,000,000		1,000,000
8 土木費	3 河川費	(繰越) 災害関連事業(能登半島地震)	39,256,000	16,569,800	22,686,200		22,686,200		16,747,000	4,800,000	340,000	799,200	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 災害関連県営緊急急傾斜地崩壊対策事業	37,722,000	3,760,000	33,962,000		33,962,000			32,600,000	1,316,000	46,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
9 消防費	1 消防費	(繰越) 災害対策費	66,121,000	55,385,000	10,736,000		10,736,000		5,368,000	5,300,000		68,000	車両の確保に期間に不測の日数が必要となり、年度内事業完了が困難となったため。
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	(繰越) 農地災害復旧費(能登半島地震・奥能登豪雨)	1,297,716,200	879,120,200	418,596,000		418,596,000		411,480,000			7,116,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 農業施設災害復旧費(能登半島地震・奥能登豪雨)	2,295,445,700	1,599,501,700	695,944,000		695,944,000		695,248,000			696,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
		(繰越) 漁港等災害復旧費(能登半島地震)	561,777,200	545,574,200	16,203,000		16,203,000			16,200,000		3,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
	3 公共土木施設 災害復旧費	(繰越) 砂防施設災害復旧費(能登半島地震)	40,000,000	21,000,000	19,000,000		19,000,000		19,000,000				建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
	4 文教施設 災害復旧費	(繰越) 公立学校施設災害復旧費(能登半島地震)	416,370,316	387,127,316	29,243,000		29,243,000		26,397,000	2,800,000		46,000	建設資材の手配、労働力の確保に不測の日数が必要となり年度内事業完了が困難となったため。
合 計			7,087,622,116	4,492,070,246	2,595,551,870		2,595,551,870		2,227,668,000	165,100,000	58,391,000	144,392,870	

報告第 6 号

令和 7 年度能登町水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

令和7年度能登町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国 県 補助金	企業債	他会計 出資金	損益勘定 留保資金			
1	1	基本計画 (ダウンサイジング計 画) 策定業 務委託	円 37,801,320	円 14,515,343	円 20,470,000	円 0	円 0	円 0	円 20,470,000	円 2,815,977	円 0	令和6年能登半島地震の災害復 旧計画の変更に伴い、年度内の 完成が困難となったもの

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

報告第7号

令和7年度能登町下水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

令和7年度能登町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	負担金	損益勘定留保資金			
1	1	災害復旧費	円 3,983,077,100	円 973,636,755	円 230,828,300	円 177,848,940	円	円 0	円 52,979,360	円 2,778,612,045	円 0	令和6年能登半島地震による多数の災害復旧工事が集中したことに伴い、労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったもの

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	負担金	損益勘定留保資金			
1	1	災害復旧費	円 591,512,100	円 300,922,900	円 194,820,900	円 188,102,900	円	円 0	円 6,718,000	円 95,768,300	円 0	令和6年能登半島地震による多数の災害復旧工事が集中したことに伴い、労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったもの

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

専決第 4 号

能登町税条例の一部を改正する条例について

能登町税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町税条例の一部を改正する条例
 能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、</p>

金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び

当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この

第34条の9において「特定配当等」という。) (同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に対し課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に

定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使

その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は

用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2・3 (略)

使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を

(種別割の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け

受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

- 4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないときは、この限りでない。
- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 （略）

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったとき

- 4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないときは、この限りでない。
- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 （略）

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原

における当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額

(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。
- 3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年

が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が

まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が

あると町長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第24項第4号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

あると町長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第25項第3号ハ等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に

掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等

掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等

住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2

住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者

第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した条項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第

等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、12月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按（あん）分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按（あん）分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該

割合の算定方法

- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按（あん）分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

- 第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。
- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわ

らず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に

第3号	100分の3	100分の2
-----	--------	--------

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種

限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87

ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に

条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個

人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当する

人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当する

こととなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

こととなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用

よる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1

については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割

項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7

の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の能登町税条例（次条第1項において「新条例」とい

う。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 能登町税条例等の一部を改正する条例（平成26年能登町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉田 義法

専決第 5 号

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町都市計画税条例の一部を改正する条例
 能登町都市計画税条例（平成17年能登町条例第52号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>附 則 1～3 （略） <u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u> 4 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u> （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 5 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>附 則 1～3 （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 4 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p>

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 (略)

7 (略)

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 (略)

6 (略)

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

12 (略)

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

11 (略)

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の能登町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第10号

債権放棄の報告について

能登町債権管理条例第7条の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条例第8条の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

別紙

能登町債権管理条例に基づく債権放棄調書

債権放棄決定日：令和8年3月31日

債権の名称	債権額(円)	件数 (件)	放棄した理由（能登町債権管理条例第7条） 〔上段：債権額(円)、下段：件数(件)〕						所管課
			第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	
			時効	限定承認	行方不明等	生活困窮	免責	争訟	
水道料金	5,390	2			5,390				建設水道課
					2				
診療費受診者 負担分	1,110,424	7	1,110,424						公立宇出津 総合病院
			7						
計	1,115,814	9	1,110,424		5,390				
			7		2				

報告第 1 1 号

能登町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

能登町新型インフルエンザ等対策行動計画を別冊のとおり変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 8 項に準用する同条第 6 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法